

## 野島クリニック友の会 会則

### 第1条（友の会の目的）

本会は、会員の皆様に野島尚武院長の医療管理のもと安心して超（遺伝子）ミネラル療法に使用する商品をご利用いただき、さらに現代病の克服・予防のために有益な情報の共有・普及を通して会員の皆様の健康回復・増進に貢献することを目的とします。

### 第2条（活動）

本会は下記の活動を行います。

- 1 講演会の開催
- 2 情報発信（WEBサイト・メールマガジン・かわら版形式の情報紙など）
- 3 超ミネラル関連書籍・DVD等の販売／超ミネラル療法に使用する商品の販売
- 4 その他、前条の目的に沿った活動

### 第3条（会員）

- 1 会員とは、本規約を承認の上、入会の申し込みを行う個人をいい、入会申込書を提出した時点で当会の会員となります。
- 2 会員登録の際の名義は、申込者本人の個人名義とし、他人名義、架空名義、組織名義での登録は認めないものとします。
- 3 会員は氏名、住所、電話番号等、入会にあたり当会に届け出ている事項に変更が生じた場合は、速やかに当会が定める手続に従い変更の届け出を行うものとします。

### 第4条（入会金・年会費及び諸費用）

- 1 当会への入会金および年会費は無料とします。
- 2 会員から当会への各種手続き書類・各種応募書類の郵送料や電話料金、イベント等に参加する場合の交通費等の実費、およびこれらに類する費用などについては、会員の負担になります。
- 3 本会が発信する情報については、原則的にはWEBサイト、電子メール、またはFAXにより無料で提供します。但し、情報を紙等に印刷して郵送を希望する会員に対しては、送料の会員負担を条件に、例外的に郵送で対応します。
- 4 超ミネラル関連書籍・DVD等の販売および超ミネラル療法に使用する商品の販売に際しては、送料は原則的に会員の負担になります。

### 第5条（問診）

会員は、野島クリニックの問診（有料）を受けることができます。

### 第6条（会員情報の取扱）

- 1 会員が当会に届け出た会員情報は、当会が保有します。
- 2 当会は、登録された会員情報について、第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号の

いずれかに該当する事態が生じたときはその限りではありません。

- 1) 個人または公共の安全を守るために必要とされる緊急の場合
- 2) 裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分または法令の定めもしくは法令上の手続きにより開示が必要とされる場合
- 3) 当会の権利または財産を保護するために必要不可欠な場合

#### 第7条（禁止事項）

会員が、問診・治療を受けて得た体験、その他の効果等の具体例をもって超ミネラル療法を他者に紹介することは構いませんが、その体験を利用して商品を一般に広く宣伝すること、もしくは商品の薬理効果を説明するなど、薬事法をはじめとする各種法令に抵触する言動を行ってはなりません。

#### 第8条（会員登録の抹消）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当会は、該当会員の会員資格を何ら通知することなく抹消することができるものとします。

- 1) 法令または本規約、違反すること。その他、本会の主旨に反する迷惑行為があった場合
- 2) 入会時に虚偽の申告をした場合
- 3) 前各号のほか、当会が合理的事由により、会員として認定することが不相当と判断した場合

#### 第9条（退会）

会員が退会を希望する場合は、当会に退会の意思表示を文書又はメールで届けることにより退会することができます。当会は、退会について一切妨げないものとします。

#### 第10条（運営規約変更）

- 1 当会の運営は、野島クリニック友の会事務局が行い、本規約の改廃も同事務局が行います。
- 2 本規約は、当会の判断により、適宜変更することができるものとします。この場合、既会員に対しては、変更後の規約を交付し、交付後相当期間内に退会を行わない既会員については、変更後の規約を承認したものと見なします。

#### 第11条（特記事項）

野島クリニックと顧問関係にある会社が独自に運営する友の会会員も、本会員と同様のサービスを受けることができるものとします。

#### 附則

第1条 この会則は、平成21年 7月 1日から施行する。